

競争入札参加者手引

社会福祉法人名古屋市総合リハビリテーション事業団（以下、事業団と言います。）が行う工事又は製造の請負、物件の買入れ又は借入れ、役務の委託並びに不用品の売り払い等の契約に係る競争入札に参加しようとする者（指名競争入札において指名された者を含みます。）（以下「入札参加者」といいます。）は、この手引の定めるところに従って入札に参加してください。

（公正な入札の確保）

- 第1 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 入札参加者は、他の事業者その他第三者に対して、自己が当該入札に参加することをみだりに表明してはなりません。
- 3 入札参加者は、正当な理由なく他の事業者に当該入札への参加の有無の問合せをしてはなりません。
- 4 理事長等（理事長又は理事長から契約事務の委任を受けた者がある場合にはその者です。以下同じです。）は、前項までに規定する行為等が行われ、入札が公正に行われない又は行われなかったと判断した場合は、入札手続を延期、中止又は無効とし、契約締結後のとき当該契約を解除することがあります。

（入札保証金）

- 第2 入札参加者は、その入札金額に100分の5を乗じて得た額以上（単価による入札の場合にあつては、その都度理事長等が定める定額）の入札保証金を納付してください。ただし、入札参加者が保険会社との間に事業団を被保険者とする入札保証契約を締結したとき、その他入札保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りではありません。
- 2 前項の入札保証金は、入札時限前に理事長へ納付して入札保証金預り証書を受領し、これを入札の際入札担当職員に提示して下さい。

（入札保証金の納付に代わる担保）

- 第3 入札保証金の納付は、次の各号に掲げる債券（記名式の債券を除きます。）その他确实と認められる担保で理事長の定めるものの提供をもってこれに代わることができます。
- この場合において、当該債券その他确实と認められる担保で理事長の定めるものの提供による担保の評価は、当該各号に定めるところによります。
- | | |
|-------------------------|-------------|
| （1）国債 | 券面額の100分の90 |
| （2）名古屋市債 | 券面額 |
| （3）名古屋市債以外の地方債 | 券面額の100分の90 |
| （4）金融債 | 券面額の100分の80 |
| （5）确实と認められる担保で理事長の定めるもの | 理事長の定める額 |

（入札保証金の還付等）

- 第4 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含みます。以下

- 同じです。)は、落札者の決定後に還付します。ただし、落札者に係るものについては、当該落札者との間に契約が成立した後に還付します。
- 2 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は還付しません。(当該入札保証金は本事業団に帰属します。)
 - 3 入札保証金には、利子を付しません。

(入札)

- 第5 入札は、持参入札とし、入札参加者は設計書、仕様書、図面、契約書(案)及び現場等を熟覧のうえ入札してください。これらの書面の記載内容等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。
- 2 入札は持参とし、入札参加者は、入札書(様式1)に必要な事項を記入し、記名押印(代表者又はその委任を受けた者の印鑑に限ります。)のうえ、あらかじめ当該入札に係る入札公告または指名競争入札執行通知等で示した日時及び場所において、入札担当職員の指示に従い入札箱に投入してください。郵便又は電信による入札は、これを認めません。
 - 3 入札書は、かい書で記入してください。なお、金額については、アラビア数字を用い、その数字の直前に「¥」又は「金」を記入してください。

(入札執行の協力)

- 第6 入札参加者は、入札担当職員の指示に従い、入札が正常に執行されるよう協力してください。

(代理人による入札)

- 第7 代理人によって入札しようとする者は、委任状を提出してください。
- 2 前項の代理人について、その資格が真実性を欠くとき、その他不適正と判断するときは、この者による入札を認めないことがあります。

(入札の辞退)

- 第8 入札参加者は、自己の入札の完了(入札書が入札箱に投入された時点とします。以下同じです。)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところによるものとします。
 - (1) 入札執行前のときは、入札辞退届(様式2)を契約担当職員に直接持参してください。
 - (2) 入札執行中のときは、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札箱に投入してください。
 - 3 入札を辞退した者(前2項で規定する入札辞退届を提出したものに限りま
- す。)は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはありません。

(入札書の書換え等の禁止)

- 第9 入札者は、自己の入札の完了後は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(開札)

- 第10 開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において行うものとし、当該入札者は、その開札に立ち会ってください。
- ただし、やむを得ない理由により入札者が開札に立ち会わないときは、当該入

札事務に関係のない本事業団職員が立ち会うものとします。

(入札の無効)

第11 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加することができる資格がない者のした入札
※一般競争入札の場合は公告の日から、指名競争入札の場合は指名競争入札執行通知の日から、それぞれ落札決定までの間に次のいずれかの期間がある者のした入札も該当します。
ア 名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止の期間
イ 名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年1月28日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19財契第103号）に基づく排除措置の期間
- (2) 入札保証金の納付を要する入札について、入札時限までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 記名押印のない入札、又は記入事項を判読できない入札
- (4) 入札事項を記入せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札
- (5) 自己がしたと他人の代理人としてしたとに関わらず、同一の名をもってした2通以上の入札
- (6) 委任状を提出していない代理人のした入札
- (7) 金額を改ざんし、又は訂正した入札
- (8) 予定価格を超過した金額を記載した入札（予定価格を事前公表した場合に限ります。）
- (9) 積算内訳書の提示又は提出を求められている入札において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた者のした入札
- (10) 入札談合に関する情報があつた場合に誓約書の提出を求めたにも関わらず誓約書の提出をしない者のした入札
- (11) 入札公告又は、入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (12) 入札公告又は、入札説明書に定める期限までに完了しなかった入札
- (13) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料（以下「申請書等」といいます。）に虚偽の記載をした者のした入札
- (14) 申請書等の提出を求められたにも関わらず申請書等を提出しない者、又は資格確認のための指示を受けたにも関わらずその指示に応じない者のした入札
- (15) 最低制限価格を定めた入札において、予定価格に10分の7を乗じて得た金額に満たない金額を記載した入札（予定価格を事前公表した場合に限ります。）
- (16) 郵便による入札又は電信による入札
- (17) その他入札の条件に違反した入札

(再度入札)

第12 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行います。

- 2 前項の再度入札は、原則として2回(初度入札を含め3回)を限度とします。ただし、予定価格を事前公表した入札の場合は、再度入札は行いません。
- 3 初度入札又は再度入札に参加しなかった者及び当該入札が無効とされた

者は、再度入札又は再々度入札に参加することはできません。

(落札者又は落札候補者の決定)

第13 入札をした者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札をした者（総合評価落札方式による入札の場合は、予定価格の制限の範囲内で価格その他の条件が本事業団にとって最も有利なものをもって入札した者）（以下「落札者となるべき者」といいます。）を落札者又は落札候補者とします。

(くじによる落札者の決定)

第14 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者がくじを引いて落札者又は落札候補者を決定します。

2 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、この者に代わって、当該入札事務に関係のない本事業団職員がくじを引きます。

(落札者となるべき者を落札者としない場合)

第15 第13の規定に関わらず、あらかじめ最低制限価格を定めている場合において、落札者となるべき者の入札価格がその価格に満たないときは、その者は落札者となることはできません。また、あらかじめ低入札価格調査の基準となる価格を定めている場合において、落札者となるべき者の入札価格がその価格に満たないときは、その者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者としないことがあります。

(積算内訳書の作成)

第16 入札参加者は、積算内訳書を作成する等して、適正に見積もりを行ってください。

2 予定価格を事前公表した入札その他のあらかじめ指定された入札においては、次項以下に定めるとおり積算内訳書の確認を行います。

3 入札（総合評価落札方式による入札の場合を除きます。）においては、原則として、落札者となるべき者のみ入札担当職員に積算内訳書を提示してください。ただし、必要があると認められるときは、提示に代えて提出を求めたり、落札者となるべき者以外の者にも、提示又は提出を求めることがあります。

4 前2項の確認において、積算内訳書の提示又は提出がないと認められた場合、その者のした入札は無効とします。

5 必要があると認められるときは、積算内訳書の提示又は提出した者に説明を求めるとともに、必要な指示をすることがあります。

6 前項の指示に従わない場合又は当該積算内訳書において積算が適切に行われていないと認めた場合、その者を落札者とせず、落札決定後であっても、それを取り消すことがあります。

7 落札者となるべき者を落札者とせず、又は落札決定を取り消した場合、当該入札における次順位者（予定価格の制限の範囲内で落札者となるべき者から順に最低の価格をもって入札した者又は価格その他の条件が本事業団にとって最も有利なものをもって入札した者を言います。）に積算内訳書の提示又は提出を求め、落札者となるべき者と同様の確認を行い、適切に積算が行

われていることを確認した上で、落札決定を行います。

(入札の中止等)

第17 天災地変があった場合は、入札の執行を延期若しくは中止することがあります。

- 2 予定価格を事前公表した一般競争入札において入札者（入札が無効とされた者を含みます。）が1者となった場合は、入札を中止します。
- 3 指名競争入札の初度入札において入札者（入札が無効とされた者及び入札執行中に入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入した者を含みます。）が1者となった場合は入札を中止します。
- 4 入札参加者が入札に参加するために要した費用は、入札参加者の負担とし、前3項及び次条その他の事由により入札が中止された場合であっても同様とします。

(入札談合に関する情報があつた場合等の措置)

第18 入札談合に関する情報があつた場合その他談合の疑いがある場合は、事実確認等のため、入札を延期することがあります。

- 2 入札談合の事実が確認された場合又は入札談合の事実が確認されなかった場合であっても談合等不正行為の疑いが払拭できないと考えられるときは、入札及び契約の公正性を確保するため、次の各号に掲げる措置を講じることがあります。

- (1) 入札の中止
- (2) 入札手続きの変更
- (3) 入札に参加できる者を選定するくじ（以下「入札参加者選定くじ」といいます。）の実施（指名競争入札の時に限ります。）
- (4) 落札又は落札候補者決定の取消し（既に契約に至っている場合は契約の解除）
- (5) その他必要と認める措置

(入札参加者選定くじの実施等)

第19 入札参加者選定くじを実施する場合は、指名を受けた者の2分の1の者を限度として、指名を取り消します。

- 2 入札参加者選定くじの結果により指名を取り消された者が既に入札を完了していた場合は、この者のした入札を無効とします。
- 3 入札参加者選定くじを実施する場合において、指名を受けた者のうちくじを引く者が2者以下のときは、入札を中止します。
- 4 第1項その他の事由により指名を取り消された者が入札に参加するために要した費用は、その者の負担とします。

(契約保証金)

第20 落札者は、契約を締結する日時までに契約金額に100分の10を乗じて得た金額以上（単価によるもの、長期間の継続的給付を目的とするものその他この率によることが著しく実態に即さないものについては、その都度理事長が定める定額）の契約保証金を納付してください。ただし、落札者が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、その他契約保証金の納付を要しないものとされたときは、この限りではありません。

- 2 契約保証金の納付は、担保の提供をもってこれに代えることができます。
この場合は、第3の規定を準用します。
- 3 契約保証金（契約保証金に代えて提供された担保を含みます。以下同じ
です。）は、契約内容に従った履行を終わった後に還付します。
- 4 契約保証金には、利子を付しません。

（契約書の作成）

- 第21 落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に定める休日を含みません。）以内に契約書に記名押印してください。ただし、やむを得ない事由があると認められる場合は、その期間を延長することができます。
- 2 契約書の作成を省略する場合は、落札者は請書を提出してください。

附則

- 1 この手引は、平成25年6月1日から施行する
- 2 「競争入札参加者心得(平成16年4月1日施行)」は平成25年5月31日付で廃止する。

（経過措置）

- 3 この手引は平成25年6月1日以降に競争入札の公告をする案件に適用し、その日より前に入札したものについては従前に例による。

附則

この手引は、令和6年12月10日から施行する